

証券コード 7522

2021年6月11日

株 主 各 位

東京都大田区羽田一丁目1番3号

ワ タ ミ 株 式 会 社

代表取締役会長 渡 邊 美 樹
兼グループCEO

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたします。

本年も、株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止の観点から、座席数を制限して開催いたします。本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、株主総会の様子は、後日、動画をホームページにて公開いたしますので、ご覧いただければと存じます。

開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。ご理解ならびにご協力をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2021年6月25日（金曜日）午後6時までにご議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、同封いたしました「第35期 定時株主総会開催について」「定時株主総会申し込みハガキ」もお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

敬具

株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2021年6月27日(日曜日) 午前10時(9時15分受付開始予定)
2. 場 所 東京都大田区羽田一丁目1番3号
ワタミ株式会社 本社 8階
3. 目的事項
報告事項
1. 第35期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当の方法による優先株式の発行の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
以上

◎議決権行使の方法につきましては、3ページをご参照ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

◎会場には事前にお申し込みいただいた株主様のみご入場できます。同伴者様は
ご入場できませんのでご了承ください。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インター
ネット上の当社ウェブサイト (<https://www.watami.co.jp/>) に掲載しており
ますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ① 事業報告の株式の状況及び新株予約権等の状況
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告を作成する
に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計
監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書
類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた
場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月25日(金曜日)午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月25日(金曜日)午後6時まで

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2021年6月27日(日曜日)午前10時

場所 東京都大田区羽田一丁目1番3号
ワタミ株式会社 本社 8階
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- ①議決権の行使期限は、2021年6月25日(金曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- ②議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ①パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ②パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

パソコン又は携帯端末の機種やご加入のサービス等、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記の三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤルにお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2020年 4月1日)
至 2021年 3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う経済活動の制限や停滞により、先行きが見えない極めて厳しい事業環境が続きました。政府から緊急事態宣言が発出され、経済活動が大きく抑制された結果、個人消費や企業収益が急速に悪化するなど、厳しい経営環境が続いております。

また国外におきましても、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う景気の減速懸念により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループはこのような環境下においても「地球上で一番たくさんのお客様のありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野において、お客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(国内外食事業)

国内外食事業におきましては、99店舗の新規出店と159店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は431店舗となりました。前期より発生しております新型コロナウイルス感染症の影響により、既存店売上高前年比は37.9%、既存店客数前年比は39.0%となっております。

その結果、国内外食事業における売上高は17,094百万円（前期比36.4%）、セグメント損失は9,615百万円（前期は247百万円の利益）となりました。

(宅食事業)

宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は527ヶ所となりました。調理済み商品の累計お届け数は61,706千食（前期比104.6%）となっております。調理済み商品のお届け数が前年を上回ったこと及び宅食工場の統合・集約等による固定費の削減により、売上高は36,656百万円（前期比106.4%）、セグメント利益は3,020百万円（前期比135.2%）の増収増益となりました。

(海外外食事業)

海外外食事業におきましては、8店舗の新規出店と12店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は49店舗となりました。直営店舗の客数前年比は64.0%となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、減収減益となっております。

その結果、海外外食事業における売上高は4,273百万円（前期比63.5%）、セグメント損失は660百万円（前期は389百万円の損失）となりました。

(環境事業)

環境事業におきましては、電力小売事業を中心に展開しております。2020年12月以降、寒波による電力需要の増加等によるJEPXスポット市場価格高騰の影響を受け、電力仕入価格が高騰したこと等により、減収減益となっております。

その結果、売上高は2,266百万円（前期比97.3%）、セグメント損失は704百万円（前期は147百万円の利益）となりました。

(農業)

農業におきましては、有機農産物の生産、酪農畜産及び乳加工品製造を行っております。売上高は499百万円（前期比109.9%）、セグメント損失は89百万円（前期は103百万円の損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの成果は、宅食事業における増収が進む一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外食事業及び海外外食事業における減収減益などがあったことから、売上高は60,852百万円（前期比66.9%）となり、営業損失は9,689百万円（前期は92百万円の利益）、経常損失は8,171百万円（前期は349百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は11,561百万円（前期は2,945百万円の損失）となりました。

《2021年3月期連結実績》

（単位：百万円／％）

区 分	実 績	前 期 比
売 上 高	60,852	66.9%
経 常 損 失 (△)	△8,171	-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△11,561	-

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、4,143百万円（店舗賃借に係る保証金111百万円を含む）であり、主として業態転換及び下記店舗の出店によるものであります。

■国内外食事業

名 称	店 名			
焼肉の和民 4店舗	横 浜 店	大和八木南口駅前 店	梅田茶屋町店	京急杉田店
か ら あ げ 10店舗	大鳥居トレーニ ングセンター店	阪急塚口南口店	アリオ西新井店	上 尾 店
	伏見桃山店	笹 塚 店	千住大橋店	ナインモール九条街 商 店
	喜連瓜破店	鹿 骨 店		
B B Q 3店舗	ポンテポルタ千 住 店	イトーヨーカドー 大 和 鶴 間	イオンタウン茨 木 太 田	
鳥 メ ロ 2店舗	刈谷駅前店	梅田お初神通り 店		
その他業態 2店舗	ミライザカ 梅 田 店	T G I 有明ガーデン店		

■宅食事業

名 称	営 業 所 名			
営 業 所 14営業所	群 馬 伊 勢 崎	広 島 三 原	静 岡 浜 松 東	福 岡 春 日
	茨城ひたちなか	神 奈 川 伊 勢 原	横 浜 旭	埼 玉 吉 川
	千 葉 松 戸 中 央	岡 山 南	横 浜 港 南	兵 庫 川 西 北
	愛 知 東 郷	東 京 立 川		

■海外外食事業

名 称	店 名		
和 民 1店舗	Down Town East店 (シンガポール)		
Hey kitchen 1店舗	K i n t e x 店 (韓 国)		
かみむら牧場 1店舗	微 風 北 車 店 (台 湾)		
金子半之助 1店舗	万 象 城 店 (中 国)		

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金、短期借入金 合計28,532百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第32期 (2018年3月期)	第33期 (2019年3月期)	第34期 (2020年3月期)	第35期 (2021年3月期)
売 上 高	96,458	94,701	90,928	60,852
経常利益又は経常損失(△)	1,636	1,229	349	△8,171
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	150	1,373	△2,945	△11,561
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	3円86銭	35円14銭	△74円89銭	△292円66銭
総 資 産	40,805	40,273	41,763	44,893
純 資 産	16,426	17,327	14,481	3,396
1株当たり純資産額(円)	413円16銭	438円02銭	361円70銭	78円46銭

(3) 重要な子会社の状況

(単位：百万円/%)

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
和 民 國 際 有 限 公 司	13,364	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
(有)ワタミファーム	3	25.0	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ(株)に対する農産物の納入
ワタミエナジー(株)	194	100.0	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受けている国内外食事業においては、緊急事態宣言等の発令と解除のサイクルが続いた結果、当期は大幅な減収減益となりました。この状況に対応するため、不採算店舗の撤退、工場の資産譲渡、賃料減額交渉や経費削減等の固定費削減を実施して売上規模縮小への耐性を強化するとともに、居酒屋業態から「焼肉の和民」への業態転換（当期末：23店舗）及びフランチャイズモデルによるテイクアウト・デリバリー主体の「から揚げの天才」の出店強化（当期末：92店舗）等により、将来における成長基盤の整備を強力に進めています。宅食事業においては、コロナ禍の外出自粛による宅配需要と健康意識の高まりに対応し、緊急事態宣言下での休校支援アイテム強化や在宅支援サービス営業強化等の結果、業績が好調に推移するとともに、工場の資産譲渡等による固定費削減に努めております。

2021年4月には3回目となる緊急事態宣言が発令されており、今後の解除時期や解除後の消費動向及び再度発令される可能性等は不透明ではあるものの、国内外食事業において上述の固定費削減効果が来期以降は通年で寄与することに加えて、テイクアウト・デリバリー業態の拡大、焼肉業態店舗への転換等による成長戦略を推進いたします。また、コロナ禍においても堅調に成長している宅食事業においては野菜宅配サービスの導入や大手乳飲料メーカーアイテムの販売等での拡販により継続的な成長を目指して参ります。

なお、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業環境の急激な変化に対して手元流動性を確保するため、当期に資本性ローンによる資金調達3,000百万円を含む総額15,032百万円の追加借入を実施しております。また、日本政策投資銀行が組成する投資事業有限責任組合を引受先とする総額120億円の第三者割当による優先株式の発行を予定しております。これにより手元流動性が向上するとともに、調達した資金を成長戦略へ投資することにより、厳しい環境下においても確実な成長と業績の改善に取り組んで参ります。

主要な事業等の課題につきましては、以下のとおりであります。

① 国内外食事業

当社グループが主に展開する居酒屋事業は、マーケットの縮小傾向が続いており、お客様ニーズの多様化など厳しい事業環境にあります。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、店舗営業ができない不測

の事態が発生するのみならず、今後のお客様の飲食スタイルが大きく変化することも見込まれます。したがって、店内飲食だけではなく、テイクアウト・デリバリーなど多様な利用ニーズにも対応することが重要であると考えております。

また、高い商品力と高い生産性を武器とした新業態のフランチャイズ展開を始めるなど、外食事業の拡大に向けた収益源の多様化を図っております。それら外食事業の仕組みを支える商品開発・仕入・物流・製造などのMD体制を抜本的に見直し、他社との差別化ならびに収益構造の改革を進めてまいります。

② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大している一方、新規参入者の増加など競争環境も激化しております。商品力の強化、エリア戦略の見直しを行い、新規顧客の獲得による市場開拓、シェア拡大を図るとともに、新しい販売チャンネルとして法人営業を全社的に取り組みます。

また、調理済商品の製造工場における省人化投資を進めるなど、生産性の一段の向上を図ってまいります。

③ 海外外食事業

海外外食事業は、日本食マーケットが拡大している一方、ニーズの細分化により競争環境も激化しております。加えて、デモ活動等、政治的要因による影響及び、昨今のコロナウイルスにより店舗営業ができない不測の事態が継続して発生する可能性があります。それらを踏まえましても、現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズ、お客様の飲食ニーズに対応するため、日本の国内外食事業と商品開発体制などの連携を強化しながら新業態の開発と出店を進めてまいります。

また、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されることから、戦略的なスクラップアンドビルドとあわせて、利益を捻出しやすい組織体質の継続的構築を進めてまいります。

④ 人材・教育

昨今の新型コロナウイルスの影響により、当社グループの人材採用数並びに離職者数はともに厳しい傾向にあります。また外食事業、宅食事業のいずれにおいても人件費の上昇など厳しい雇用環境が続いております。グループの事業展開の中核となる人材の確保・育成にあたり、人材の教育・研修体制の強化やシステムなどの省人化投資などにより、従業員の自己実現のサポートとともに長く安心して働くことのできる仕組みづくりに取り組んでまいります。

なお、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令により店舗営業ができない等の不測の事態が継続して発生する可能性があります。従業員の処遇改善や福利厚生制度の拡充のみならず、多様な働き方や多様な人材の受け入れを可能とする人事制度の構築など、今後の経営環境の変化に対応できるよう引き続き取り組んでまいります。

⑤ 中期経営計画の策定、公表

当社グループは2019年11月15日中期経営計画を策定、公表しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって経営環境は大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、今後、当社グループ各社における新型コロナウイルス感染拡大による事業活動への影響度合いの状況確認が進み、適正かつ合理的な算出が可能になったうえで、改めて、新中期経営計画を再策定、公表をいたします。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
国 内 外 食 事 業	問屋から飲料類を仕入れ、飲食店の経営並びにフランチャイズ事業の展開
宅 食 事 業	食料品材料セット及び調理済み商品の製造、販売、宅配
海 外 外 食 事 業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営
環 境 事 業	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業
農 業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都大田区羽田一丁目1番3号
工 場	東松山センター (埼玉県比企郡滑川町)、他計4ヶ所

② 主要な子会社の事業所

和 民 國 際 有 限 公 司	本 社	香港
(有) ワ タ ミ フ ェ ー ム	本 社	千葉県山武市
ワ タ ミ エ ナ ジ ー (株)	本 社	東京都大田区

③ 国内外食店舗数の状況

業 態 名	地 域	店 舗 数
「ミライザカ」	東 北	7
	関 東	60
	北 陸 ・ 甲 信	5
	東 越	6
	関 海	17
	中 西	12
九 国 ・ 四	14	
	州	
	小 計	121
「鳥メロ」	東 北	2
	関 東	68
	北 陸 ・ 甲 信	4
	東 越	12
	関 海	19
	中 西	10
九 国 ・ 四	5	
	州	
	小 計	120
「焼肉の和民」	関 東	13
	関 東	3
	関 西	7
	小 計	23
「かみむら」	関 東	2
	関 西	1
	小 計	3
「からあげ」	関 東	83
	関 東	2
	関 西	7
	小 計	92
「BBQ」	関 東	5
	関 西	1
	小 計	6
「TGI」	関 東	12
	海 外	1
	小 計	13

業 態 名	地 域	店 舗 数
そ の 他	東 北	4
	関 東	29
	東 海	2
	関 西	12
	中 国 ・ 四 国 州	2
小 計	4	
国 内 外 食 合 計		53
		431

※FC店含む

④ 宅食営業拠点数の状況

地 域	営 業 拠 点 数
東 北	18
関 東	173
北 陸 ・ 甲 信 越	37
東 海	77
関 西	94
中 国 ・ 四 国 州	40
中 九 州	88
宅 食 合 計	527

⑤ 海外外食店舗数の状況

地 域	店 舗 数
香 港	21
中 国	4
台 湾	4
シ ン ガ ポ ー	6
フ ィ リ ピ ン 国	7
韓 国	3
カ ン ボ ジ ア	1
ベ ト ナ ム	3
海 外 外 食 合 計	49

※FC店含む

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	734 (1,365) 名	△213 (△2,999) 名
宅食事業	602 (1,027) 名	△13 (△106) 名
海外外食事業	383 (730) 名	△506 (△61) 名
環境事業	26 (1) 名	5 (△2) 名
農業	43 (31) 名	7 (△2) 名
その他	114 (30) 名	△20 (△14) 名
総計	1,902 (3,184) 名	△740 (△3,184) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,440 (2,392) 名	△211 (△3,128) 名	41.9歳	9.48年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	11,460
株式会社みずほ銀行	7,240
株式会社三井住友銀行	3,160
三井住友信託銀行株式会社	1,090

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼グループCEO	渡 邊 美 樹	公益財団法人School Aid Japan 理事長 学校法人郁文館夢学園 理事長 公益財団法人みんなの夢をかなえる会 理事長 岩手県陸前高田市復興対策参与 公益財団法人Save Earth Foundation 理事長
代表取締役社長 兼C O O	清 水 邦 晃	和 民 國 際 有 限 公 司 取 締 役 ワ タ ミ エ ナ ジ ー 株 式 会 社 取 締 役
取 締 役 兼 上 席 執 行 役 員	渡 邊 将 也	海 外 外 食 事 業 本 部 長 和 民 國 際 有 限 公 司 代 表 取 締 役 和 民 (中 國) 有 限 公 司 取 締 役 台 湾 和 民 餐 飲 股 份 有 限 公 司 取 締 役 Watami China Food and Beverage代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	千 葉 徹	ワ タ ミ エ ナ ジ ー 株 式 会 社 監 査 役 ワ タ ミ エ コ パ ワ ー 株 式 会 社 監 査 役
取 締 役 (監査等委員)	中 堤 康 之	福 助 株 式 会 社 社 長 補 佐
取 締 役 (監査等委員)	金 田 勇	金 田 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 事 務 所 代 表 法 政 大 学 大 学 院 イ ノ ベ ー シ ョ ン ・ マ ネ ジ メ ン ト 研 究 科 客 員 教 授

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)千葉徹氏、取締役(監査等委員)中堤康之氏及び金田勇氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する豊富な経験や知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)中堤康之氏は、株式会社ワコール、西川産業株式会社にて取締役等を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験や知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)金田勇氏は、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見を有しており、また、大学の専門機関にて管理会計・ガバナンスに関する専門的研究を行っており、企業の管理体制に対して豊富な経験や知見を有しております。
5. 当社は、3名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
6. 当事業年度中の取締役の異動
- ①2020年6月28日開催の第34期定時株主総会において、取締役吉田光宏氏、取締役小田剛志氏、取締役磯野健雄氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2020年6月28日開催の第34期定時株主総会において、渡邊将也氏は新たな取締役に選任されました。
7. 当社は、取締役(監査等委員)中堤康之氏及び金田勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外取締役は当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法は、業績および業務計画など定量・定性指標に基づく達成度合などを総合的に判断したうえで、代表取締役が起案し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議により株主総会で決議された報酬等の額の範囲内において、決定しております。

当社の取締役の報酬等は固定報酬（月額基本給）、業績連動報酬（年次インセンティブ）、非金銭報酬（中長期インセンティブ）で構成し、以下の算定方針の累積を割合としております。

固定報酬は、役位職責その他会社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して報酬額を定め、外部調査機関のデータによる他社水準を参考として、必要に応じて適宜見直しを行います。

業績連動報酬は、当社グループの着実な収益性の改善を計る指標として連結営業利益を選定しております。年次インセンティブとして、単年度の連結営業利益計画の達成度合い、及び対象取締役の評価に応じて支給水準を決定しております。

非金銭報酬は、2019年度より譲渡制限付株式報酬を新規導入いたしました。中長期インセンティブとして、役職の別に応じて設定した株式数の譲渡制限期間を3～5年の範囲内で設定し、指定年度の連結営業利益計画を達成した場合のみ譲渡制限を解除します。

また、報酬等を与える時期又は条件の決定の方針は、固定報酬は月額にて支給し、業績連動報酬および非金銭報酬とともに業績指標の確定後にて決定しております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取締役(監査等委員を 除く。) (うち社外取締役)	74 (0)	66 (0)	0 (0)	7 (0)	6名 (0)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16 (16)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	3名 (3)
合 計 (うち社外取締役)	91 (16)	83 (16)	0 (0)	7 (0)	9名 (3)

- (注) 1. 上表には、2020年6月28日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、当社グループの着実な収益性の改善を計る指標として連結営業利益を選定しております。当社の業績連動報酬は、年次インセンティブとして、単年度の連結営業利益計画の達成度合い、及び対象取締役の評価に応じて支給水準を決定しております。当事業年度における連結営業損失の実績は9,689百万円でした。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、非金銭報酬等であると同時に、業績連動報酬であります。業績指標は、当社グループの着実な収益性の改善を計る指標として連結営業利益を選定しております。役職の別に応じて設定した株式数を譲渡制限期間を3～5年の範囲で設定し、指定年度の連結営業利益計画を達成した場合のみ譲渡制限を解除します。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名です。また、上記年額報酬とは別枠で、2019年6月24日開催の第33期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名です。
6. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
7. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・譲渡制限付株式の付与による報酬額7百万円(社外取締役を除く取締役5名に対し7百万円)

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員）千葉徹氏は、ワタミエナジー株式会社の監査役であります。同社は、当社の100%子会社であります。また、ワタミエコパワー株式会社の監査役であります。同社は、ワタミエナジー株式会社の100%子会社であります。
- ・取締役（監査等委員）中堤康之氏は、福助株式会社社長補佐を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。
- ・取締役（監査等委員）金田勇氏は、金田公認会計士・税理士事務所代表、法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科客員教授を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （常勤監査等委員）	千 葉 徹	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会16回のうち16回出席しました。社外取締役に就任以降、企業金融経験者としての豊富な経験や知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において企業金融への意見等、適宜必要な発言を行いました。
取締役 （監査等委員）	中 堤 康 之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会16回のうち16回出席しました。社外取締役に就任以降、会社経営に関する豊富な経験や知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において経営全般への意見等、適宜必要な発言を行いました。
取締役 （監査等委員）	金 田 勇	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会16回のうち16回出席しました。社外取締役に就任以降、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において会計・税務への意見等、適宜必要な発言を行いました。

(2) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	88百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ. 全社員が定期的に実施される研修等において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ. 執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査計画に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員である取締役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告することとする。

オ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、当社とは独立した組織である「ワタミヘルプライン」を設け、グループ社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ. 監査等委員である取締役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、社内取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ. 不測の事態が発生した場合には、社内取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。

イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

v 当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めるものとする。

イ. 当社は取締役会及び監査等委員会設置会社とし、当社子会社は原則、取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役又は使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。（以下、当社の監査等委員である取締役を「当社監査等委員」といい、当社の子会社の監査役を「子会社監査役」という。）

ウ. グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告するものとする。

エ. グループ会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び当社監査等委員に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。

- オ. 当社の内部監査担当部門は、グループ会社に対する内部監査を定期的
に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当部門はその結果を適
宜、当社監査等委員及び代表取締役へ報告するものとする。
- vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合
における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立
性に関する事項
- ア. 当社監査等委員の職務を補助する使用人について、取締役会は当社監
査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置す
る。
- イ. 当社監査等委員を補助すべき使用人の評価、異動等については当社監
査等委員に意見を求め、その意見を尊重する。
- vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員
に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制
- ア. 当社監査等委員は、取締役会、グループリスク・コンプライアンス委
員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに
子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある
事項等について報告を受けるものとする。
- イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に
付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基
準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告するも
のとする。
- ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等
委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対
応するものとする。
- エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査
等委員が出席するグループリスク・コンプライアンス委員会で報告を行
うものとする。
- オ. 前項の報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由と
する不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁
止している。
- viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る
方針に関する事項
- 当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することがで
き、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査室がグループ会社を定期監査及び臨時監査の対象とすることで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した事業継続計画を策定しており、不測の事態に備えております。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況の把握をするとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、2021年3月22日開催の取締役会において、執行役員の選任を行いました。

v グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、当社監査等委員の求めに応じて当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当社監査等委員の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整えております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えています。

- vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制
ア. 当社監査等委員は、取締役会、グループリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。
イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告しております。
ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。
エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するグループリスク・コンプライアンス委員会で報告を行っております。
オ. 前項の報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止しています。
- viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(注)本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,405	流動負債	17,226
現金及び預金	20,398	支払手形及び買掛金	3,544
売掛金	2,541	1年内償還予定の社債	100
商品及び製品	372	短期借入金	5,127
仕掛品	39	リース債務	1,015
原材料及び貯蔵品	423	未払金	4,290
その他	3,655	未払法人税等	518
貸倒引当金	△25	未払費用	1,596
固定資産	17,488	賞与引当金	177
有形固定資産	9,443	販売促進引当金	65
建物及び構築物	5,923	その他	789
機械装置及び運搬具	646	固定負債	24,271
土地	334	社債	250
リース資産	1,950	長期借入金	18,066
建設仮勘定	125	リース債務	2,045
その他	464	資産除去債務	2,201
無形固定資産	1,312	その他	1,707
その他	1,312	負債合計	41,497
投資その他の資産	6,732	(純資産の部)	
投資有価証券	147	株主資本	3,540
差入保証金	5,861	資本金	4,910
投資固定資産	14	資本剰余金	5,502
その他	816	利益剰余金	△3,435
貸倒引当金	△107	自己株式	△3,436
資産合計	44,893	その他の包括利益累計額	△362
		その他有価証券評価差額金	9
		為替換算調整勘定	△372
		新株予約権	58
		非支配株主持分	159
		純資産合計	3,396
		負債純資産合計	44,893

連結損益計算書

(2020年 4 月1日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		60,852
売 上 原 価		29,593
売 上 総 利 益		31,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		40,949
営 業 損 失		△9,689
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	73	
設 備 賃 貸 収 入	229	
協 賛 金 収 入	120	
助 成 金 収 入	1,285	
雑 収 入	870	2,580
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	285	
設 備 賃 貸 費 用	288	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	42	
為 替 差 損	156	
賃 貸 借 契 約 解 約 損 失	149	
雑 損 失	140	1,062
経 常 損 失		△8,171
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	406	
減 損 損 失	1,628	
店 舗 臨 時 休 業 に よ る 損 失	1,045	3,080
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△11,252
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	318	
法 人 税 等 調 整 額	△13	305
当 期 純 損 失		△11,557
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△11,561

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,791	流動負債	16,683
現金及び預金	9,706	買掛金	2,575
売掛金	2,062	1年内償還予定の社債	100
商品及び製品	329	短期借入金	1,000
仕掛品	22	1年内返済予定の金	5,109
原材料及び貯蔵品	297	長期借入金	1,005
前払費用	668	リース債務	4,026
短期貸付金	1,124	未払法人税等	512
立替金	668	前受金	153
未収入金	317	未払費用	1,346
その他の金	1,619	預り金	329
貸倒引当金	△25	前受収益	270
固定資産	30,053	賞与引当金	164
有形固定資産	7,891	販売促進引当金	65
建物	5,049	その他の他	23
構築物	56	固定負債	23,803
機械及び装置	434	社本債	250
車両運搬具	0	長期借入金	18,008
器具及び備品	186	リース債務	1,941
土地	313	資産除去債務	1,988
リース資産	1,848	預り保証金	931
建設仮勘定	1	その他の他	681
無形固定資産	1,295	負債合計	40,486
商標権	6	(純資産の部)	
ソフトウェア	824	株主資本	6,290
ソフトウェア仮勘定	400	資本金	4,910
電話加入権	64	資本剰余金	5,502
投資その他の資産	20,867	資本準備金	5,502
投資有価証券	36	利益剰余金	△685
関係会社株式	12,977	利益準備金	107
関係会社出資金	101	その他利益剰余金	△792
長期貸付金	3,270	別途積立金	9,600
破産更生債権等	165	繰越利益剰余金	△10,392
長期前払費用	137	自己株式	△3,436
差入保証金	5,323	評価・換算差額等	9
保険積立金	223	その他有価証券評価差額金	9
投資固定資産	14	新株予約権	58
その他の他	61	純資産合計	6,359
貸倒引当金	△1,443	負債純資産合計	46,845
資産合計	46,845		

損 益 計 算 書

(2020年 4 月1日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		53,663
売 上 原 価		24,948
売 上 総 利 益		28,714
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		36,836
営 業 損 失		△8,121
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
設 備 賃 貸 収 入	229	
協 賛 金 収 入	120	
助 成 金 収 入	791	
雑 収 入	729	1,904
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	233	
設 備 賃 貸 費 用	288	
為 替 差 損	32	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	149	
雑 損 失	103	807
経 常 損 失		△7,024
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	377	
減 損 損 失	1,538	
店 舗 臨 時 休 業 に よ る 損 失	1,045	2,960
税 引 前 当 期 純 損 失		△9,985
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	308	
法 人 税 等 調 整 額	△27	280
当 期 純 損 失		△10,265

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ワタミ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	京 嶋	清 兵 衛	Ⓔ
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	福 島	啓 之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタミ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ワタミ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京嶋	清兵衛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福島	啓之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタミ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、

不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な

疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

ワタミ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 千葉 徹 ㊟

監査等委員 中堤 康之 ㊟

監査等委員 金田 勇 ㊟

(注) 監査等委員千葉徹、中堤康之及び金田勇は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 当社は、新たな成長分野に適宜、投資することで、成長機会を的確に捉え、持続的な成長を促し、企業価値を向上させ、機動的な資本政策を遂行できるよう、A種優先株式を発行することといたしました。これは今後のさらなる成長に不可欠な、資本の強化、財務体質の向上、強い財務基盤の実現を目的とするものです。

この発行に伴い、A種優先株式の新設並びに発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数に関する規定の変更を行うものであります。

- ② 上記条文の新設・削除に伴う条数の変更等所要の変更のほか、定款全体を見直し一部の字句を漢字表記に統一するとともに、引用する定款の条数の修正、一部字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、100,000,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 100,000,000株 第1種優先株式 50,000,000株</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、100,000,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 100,000,000株 第1種優先株式 50,000,000株 <u>A種優先株式 120株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とし、<u>A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">第2章の3 A種優先株式 (A種優先配当金)</p> <p>第13条の9 当会社は、第13条の2及び第34条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）及び第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」といい、第1種優先株主と併せて「第1種優先株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0パーセントを乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第13</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>条の10に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>（A種期中優先配当金）</p> <p>第13条の10 当社は、第13条の2並びに第35条及び第36条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等及び第1種優先株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0パーセントを乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p>第13条の11 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等及び第1種優先株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>
(新 設)	<p><u>（金銭を対価とする償還請求権）</u></p> <p>第13条の12 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p><u>(基本償還価額算式)</u></p> <p>基本償還価額 $= 100,000,000 \text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ 払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「$m+n/365$」は「$(1 + 0.04)$」の指数を表す。</p> <p><u>(控除価額算式)</u></p> <p>控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y/365}$</p> <p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。</p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「$x+y/365$」は「$(1 + 0.04)$」の指数を表す。</p> <p>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>（金銭を対価とする取得条項）</u> 第13条の13 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議の過半数による決定に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p>
(新 設)	<p><u>（議決権）</u> 第13条の14 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(株式の併合又は分割等)</u> 第13条の15 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
(新 設)	<u>(種類株主総会への準用)</u> 第13条の16 第3章の規定は、種類株主総会について準用する。

第2号議案 第三者割当の方法による優先株式の発行の件

本議案は、下記1. に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記2. に記載の内容で、DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に対して第三者割当により募集株式（A種優先株式）を発行すること（以下「本件第三者割当」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案による定款変更の効力が生じることを条件といたします。

1. 第三者割当により募集株式を発行する理由
財務基盤の強化及び機動的な資金政策の実現

2. 募集株式の内容

(1) 募集株式の種類及び数	A種優先株式 120株
(2) 払込金額	1株につき金100,000,000円
(3) 増加資本金	6,000,000,000円
(4) 増加資本準備金	6,000,000,000円
(5) 払込期日	2021年6月28日（月曜日）
(6) 募集方法	第三者割当によるものとし、次のとおり割り当てる。 DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合 120株

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

第35期の業績は、粗利益率の改善・販売費及び一般管理費の削減に努めてまいりましたもののコロナ禍による国内外食事業の売上高の減少を宅食事業の展開強化で補いきれず経常損失になったことに加え、外食店舗収益悪化による回収可能性の低下に伴う減損損失の計上を余儀なくされたことから、多額の当期純損失を計上する結果となりました。つきましては、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的な資本政策に備えるため、A種優先株式の発行と合わせて資本金及び資本準備金の額の減少を行い、配当分配可能額を構成するその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお資本金及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資の払込がなされること、並びに第1号議案及び第2号議案が原案通り、承認可決されることを条件にしております。

当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながらも見送りとさせていただきます。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

会社法第447条第1項、第448条第1項の規定に基づき、資本金の一部及び資本準備金の一部を減少させ、それぞれその他資本剰余金に振り替えるものであります

(1) 減少する資本金及び準備金の額

本第三者割当増資後の資本金の額 10,910,328,700円のうち
6,000,000,000円

本第三者割当増資後の資本準備金の額 11,502,491,700円のうち
6,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 12,000,000,000円

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の効力を生ずる日

2021年6月28日

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会における検討の結果、候補者として適任であると判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	渡 邊 美 樹 (わたなべ みき) (1959年10月5日)	1984年4月 (有)渡美商事設立 代表取締役 1986年5月 (株)ワタミ(現ワタミ(株))設立 代表取締役社長 2001年3月 特定非営利活動法人School Aid Japan理事長(現 公益財団法人School Aid Japan)(現任) 2003年3月 学校法人郁文館理事長(現 学校法人郁文館夢学園)(現任) 2009年6月 当社代表取締役会長・CEO 2010年11月 特定非営利活動法人みんなの夢をかなえる会理事長(現 公益財団法人みんなの夢をかなえる会)(現任) 2011年2月 当社取締役最高顧問 2011年5月 当社取締役会長(非常勤) 2011年6月 岩手県陸前高田市復興対策参与(現任) 2013年6月 公益財団法人Save Earth Foundation理事長(現任) 2013年7月 参議院議員 2019年9月 当社代表取締役会長 兼 グループCEO(現任) 2021年3月 復興庁「復興推進委員会」委員(現任)	一株
<p><候補者とした理由></p> <p>同氏は、当社の創業者として今日のワタミグループを築き上げてきました。長年にわたり当社の経営を指揮し、外食・介護・宅食・農業・環境等の数多くの事業を手がけ、独自の「6次産業モデル」を構築し、多くの成果を上げてまいりました。</p> <p>また、参議院議員として国政に携わる他、経団連理事、政府教育再生会議委員、岩手県陸前高田市参与、復興庁「復興推進委員会」委員等要職を多数歴任しております。当社は、豊富な知識・経験・実績を持つ同氏は、企業経営の諸問題に精通しており、取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能を高めワタミグループの中長期的な企業価値を向上させるために必要不可欠な人物であると判断し、取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の数 株式の数
2	清水 邦 晃 (しみず くにあき) (1970年6月1日)	1991年9月 当社入社 1997年8月 当社東日本事業部部长 2003年8月 当社執行役員兼ゴハン事業本部长 2005年9月 (株)アールの介護取締役 2006年4月 ワタミの介護(株)代表取締役社長 2009年6月 当社取締役兼ワタミの介護(株)代表 取締役社長 2012年11月 当社常務取締役兼ワタミの介護(株) 代表取締役社長 2014年10月 当社常務取締役兼ワタミフードサ ービス(株)代表取締役社長 2015年3月 当社代表取締役社長兼ワタミフ ードシステムズ(株)代表取締役社長 2015年4月 和民国際有限公司取締役(現任) 2015年6月 ワタミエナジー(株) 取締役(現任) 2015年12月 S O M P O ケアネクスト(株)社外取 締役 2015年12月 当社代表取締役社長 兼 COO (現 任)	28,135株
<p><候補者とした理由> 同氏は、外食事業子会社や介護事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、現在は当社の代表取締役社長として、ワタミグループ各事業の成長と業績向上に向けた取り組みを牽引するなど豊富な経験と実績を有しております。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
	渡 邊 将 也 (わたなべしょうや) (1987年12月17日)	2011年4月 Mirabaud (Asia) limited入社 2012年8月 当社入社 2016年10月 サントリースピリッツ株式会社入社 2018年5月 マギル大学経営学修士(MBA)卒 2018年6月 Beam Suntory Inc (シカゴ) 2020年1月 当社執行役員海外事業本部長 2020年6月 当社取締役 兼 上席執行役員海外 外食事業本部長 2021年4月 取締役CFO 兼 上席執行役員海外 事業本部長 (現任)	3,500株
3	<p><候補者とした理由></p> <p>同氏は、外資系金融機関においてヘッジファンド等の金融商品の分析を中心に従事した後、2012年に当社へ入社しました。経理、営業、店舗開発、経営企画と、横断的に従事、2016年に、サントリースピリッツ株式会社においてスコッチウイスキーのブランドマネージャー、Beam Suntory Inc シカゴにてジムビームブランドチームに2018年当時日本人で唯一従事することにより国際的な企業の経営感覚を培ってきました。併行してマギル大学にて経営学修士を取得しております。2020年1月からは海外事業本部長としてこれまでの知識経験を生かし、当社の海外戦略構築及び展開に大きく寄与する中、海外事業の再編において果たした役割は、経営企画、経理財務面等で特筆すべきものがあり、2020年6月には取締役を選任され2021年4月からは取締役 CFO 兼 上席執行役員として職務を全うしております。企業経営に関する資質と能力を十分に保持しており、当グループの新しい企業戦略に必要な人物と判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、令和3年10月に更新予定です。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に再任された場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を、填補するものです。

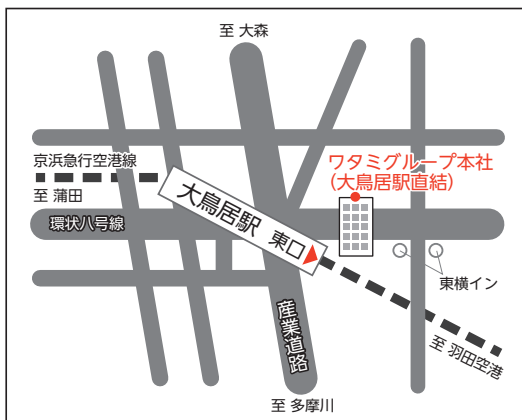
以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会 会場案内図

- ・健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご来場をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。
- ・本年も新型コロナウイルス感染防止の観点から規模を縮小し開催いたします。会場の座席数に限りがあるため（最大50席程度）ハガキによる事前申込制とさせていただきます。出席を希望される株主様が多数の場合、抽選によりご参加いただける株主様を決めさせていただきますこと、あらかじめご了承ください。
- ・ご出席を希望される株主様は、同封の「定時株主総会申し込みハガキ」を6月15日（火）までに郵便ポストにご投函ください。
- ・詳しくは、同封の「第35 期定時株主総会の開催について」をご一読ください。



東京都大田区羽田一丁目1番3号
ワタミ株式会社 本社 8階

<交通> ◆京浜急行電鉄空港線 大鳥居駅東口改札口出てすぐ右
※「普通・エアポート急行・特急」にご乗車ください。「快特・エアポート快特」は停車いたしませんのでご注意ください。先頭車両（羽田空港に向かって）にご乗車いただくと便利です。
※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

<受付> ◆受付開始時間は午前9時15分を予定しています。会場にはお申込みいただいた株主様のみご入場できます。同伴者様はご入場できませんので何卒ご了承ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。